

日本地球惑星科学連合会員行動規範

日本地球惑星科学連合の会員は、地球惑星環境及び社会における使命と責任を自覚して、法令を遵守し、良識に基づき真摯かつ誠実な態度で活動に取り組むことが求められる。会員は、定款第3条に定める地球惑星科学の振興に資する教育研究及び関連活動の遂行に当たり、行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを判断し得るよう、以下の行動規範を定めるものとする。

I. 会員の責務と公正な研究の推進

1. 会員は、自らの専門知識と能力の維持向上に努め、社会からの期待と信託を自覚して、智の創造・発信と普及活動に取り組む。
2. 会員は、研究の実施と研究費の使用等にあたっては、法令や関連規則を遵守する。
3. 会員は、真摯かつ適切に調査研究を行い、得られたデータを厳正に扱うとともに、記録保全を徹底し、研究活動における捏造、改竄、盗用、及び隠蔽・立証妨害などの不正行為を行わない。

II. 健全かつ持続的な研究環境の構築

1. 会員は、健全かつ持続的な科学研究の振興に向けた、研究環境の整備・向上と不正行為防止に努める。
2. 会員は、多様な価値観・個性・プライバシーを尊重し、人格を軽視するハラスメント行為を行わず、見過ごさない。
3. 会員は、国籍、性別、年齢、地位など属性にとらわれることなく、等しく研究参画の機会を広げ、また多様な価値感を尊重する。

III. 研究成果の発信と保存

1. 会員は、科学的発見や新技術などの研究成果を論文等を通じて積極的に公表し、功績の認知を得ると同時に成果に対する責任を持つ。
2. 会員は、研究活動により生産されたデータの価値を認識し、人類共有の財産とすべきものについては、FAIR データ原則^{*1}に則り将来にわたり確実に保存・活用に努める。
3. 会員は、研究開発成果の最大化に向けたデータ公開に務め、またデータ生産者のデータ生産活動を科学的功績として評価する。

IV. 地球惑星科学の正しい知識の普及

1. 会員は、自らが携わる研究の意義と役割を社会に説明し、市民との対話に参画して、社会と科学者との意思疎通を図る。
2. 会員は、社会の問題解決に資するために、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。科学的知見の不確実性と見解の多様性についても適切に説明する。
3. 会員は、地球惑星科学と防災・環境に関する社会のリテラシー向上に向けた普及啓発活動を推進し、次世代を支える人材育成を図る。

V. 自然と科学・人間社会との信頼構築

1. 会員は、専門的知識と技術を活用し、自然災害の予防と地球環境の保全と改善に努める。
2. 会員は、研究成果や技術が人間、社会、環境に起こし得る影響を自覚し、また、意図に反して軍事に利用される可能性など、成果利用の両義性を認識する。
3. 会員は、研究成果の発表や見解の提示において、個人と組織、組織間の利益相反の回避に務め、常に公共性を優先する。

*1 「FAIR」は、2016年頃から特に欧州のオープンデータ・オープンサイエンス関係で唱えられている標語であり、Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の頭文字を取って、データ共有のあるべき姿を短くまとめたものです。